

<報道発表資料>

E-mail: a6930@pref.saitama.lg.jp

令和5年2月8日

教職員の懲戒処分について

- 1 処分内容 懲戒処分（減給1月・給料の月額の10分の1）
- 2 処分年月日 令和5年2月8日
- 3 職名・年齢・性別 教諭・52歳・男性
- 4 所属名 西部地区・公立中学校
- 5 発生日 令和4年11月11日
- 6 事件・事故の概要

当該職員は、令和4年11月11日（金曜日）午前9時10分頃、勤務している中学校の体育館において、第1校時の授業中、生徒Aと生徒Bの間で発生したけんかの仲裁と指導を行おうとした。当該職員は、生徒Aの胸のあたりに右の拳を5、6回押し付けた。当該職員は、泣いてしゃがみこんだ生徒Aの両脇を持って立ち上がらせ、生徒Aの頬を左手でつかみ、生徒Aの顔を当該職員に向けさせた。その後、当該職員は、生徒Bの左頬を右手のひらで2回叩いた。

● 問合せ先

教育局 小中学校人事課 管理指導担当
三田・池内
直通 048-830-6933 内線 6942
E-mail: a6930@pref.saitama.lg.jp